

◎新潟県告示第386号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
臨港交通施設	臨港道路西埋立 島見線	新潟市北区 島見町、同区 太郎代地内	延長 793.8m 敷地幅員 16.3～34.5m 車道幅員 7.0m 構造 アスファルト舗装